

市議第4号議案

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年6月25日 提出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大野 一生

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引を求める意見書

国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障害一元化が基本方針である。しかし、JR及び大手民営鉄道等の公共交通機関における運賃割引制度について、身体障がい者及び知的障がい者には適用されているものの、精神障がい者は除外されており、高速道路の使用料金についても割引は適用されていない。

また、精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会が実施した全国調査では、精神障がい者は、就労が困難で所得保障が乏しく、経済的負担からデイケアや作業所を利用しない者もおり、外出を控えている実態が明らかになった。

加えて、平成26年2月に日本は障害者権利条約の締結国となり、また、平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されたところであり、精神障がい者の自立や社会参加を進めるためにも公共交通機関における運賃割引制度を精神障がい者にも適用することは必要不可欠である。

以上のことから、国におかれては、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 精神障がい者に対して、公共交通機関の運賃割引制度が適用されるよう、必要な措置を講ずること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第5号議案

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年6月25日 提出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大野 一生

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法（以下「旧法」という。）は、知的障がいや精神疾患などを理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人であり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人であると報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 速やかに旧法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
 - 2 都道府県が所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況を調査すること。あわせて個人を特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
 - 3 旧法の改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛

市議第6号議案

子どもの医療費助成制度に関する意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年6月25日 提出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大野 一生

子どもの医療費助成制度に関する意見書

岐阜県の子どもの医療費助成制度においては、就学前の子どもの通院及び入院を対象としている。

一方、本市を含む県内42市町村の子どもの医療費助成制度においては、通院及び入院ともに義務教育終了時までを対象としている。

岐阜県において子どもの医療費助成制度が就学前の子どものみを対象としているのに対し、本市を含む県内42市町村においてその対象を義務教育終了時までとしているのは、次世代育成支援対策の観点から、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ると同時に、子どもが早期に受診しやすい環境を整えることによって、傷病の重症化を防ぐことを目的としている。また、これらの目的は継続的な実施によって効果が得られるものである。

しかしながら、市町村の財源のみでこの制度を維持していくことは、大変に厳しい状況にあり、県の一層積極的な対応が望まれるところである。

よって、県におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 岐阜県の制度として、子どもの医療費助成制度においてその対象を義務教育終了時までとするものに拡大すること。
- 2 岐阜県として、子どもの医療費助成制度の創設と財源措置を国に求めること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

岐阜県知事宛

市議第7号議案

脱原発を実現し、自然エネルギー中心の社会実現を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年6月25日 提出

提出者 岐阜市議会議員 服部 勝 弘

同 同 松原 徳 和

賛成者 岐阜市議会議員 堀田 信 夫

同 同 田中 成 佳

同 同 高橋 和 江

脱原発を実現し、自然エネルギー中心の社会実現を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）での連続爆発、炉心溶融（メルトダウン）事故によって、海も大地も大気も汚染され、いまだ福島原発の廃炉のめども立たない。

震度7を2回も記録した熊本地震は、地震大国日本での原発稼働の危険性を強く示している。

日本国民は福島原発事故後、既に原発稼働ゼロでも日本の経済活動が持続される現実を経験した。

未来の命のために、自然を傷つけ、エネルギーを浪費する生活を見直し、あらゆる生物と共存する「持続可能で平和な社会」を希求する。

まず、原発廃止に向けて政治のかじを切る「核エネルギー政策からの大転換」を強く訴える。

よって、国におかれては、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 全ての原子力発電所を直ちに停止し、再稼働を行わないこと。
- 2 原子力発電所の新規計画を中止し、既存の原子力発電所の計画的な廃炉を実施すること。
- 3 省エネルギー・自然エネルギーを中心に据えたエネルギー政策への転換を早急に始めること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛